



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	ギ=フルカン「領主制と封建制」：比較研究のための覚書き
Author(s)	東出, 功
Citation	北海道大学人文科学論集, 14, 17-44
Issue Date	1977-03-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/34336
Type	departmental bulletin paper
File Information	14_PL17-44.pdf



ギ＝フルカン「領主制と封建制」

—— 比較研究のための覚書き ——

東 出 功

本稿は、中世イギリスの特色を同時代の大陸との比較において考えるために、予備的な作業のひとつとして書かれたものである¹⁾。本書、Guy FOURQUIN²⁾, *Seigneurie et Féodalité au moyen âge* は、1970年に刊行されており、決して新しいとはいえない。しかし、あえてこれを取りあげるについては、それなりに理由がある。第1に、大陸との比較とはいっても、イギリスとの関係の深さからいえば、まずフランスが考えられることからして、フランスを中心に書かれた書物が望ましかったということである。第2に、筆者自身、領主制と封建制とを中心にすえて比較を試みたかったことからして、本書がそれにふさわしかった、ということである。なお、このような意図からすれば Robert BOUTRUCHE, *Seigneurie et Féodalité*, tome 1, 1968; tome 2, 1970 も候補たりえないことはない。これは、西ヨーロッパのみならず、東ヨーロッパからオリエント・アジアにまでも言及しており、視野の広さからすれば、フルカンの著者を上まわっている。しかし、ブートリュシュが2巻を費してなおかつ13世紀までをしかあつかっていないのに対して、フルカンの方は、小冊子ながらフランス革命までの展望をふくんでいる点で、筆者には望ましくおもわれた。第3に、フルカンは研究者としては戦後世代に属していることもあって、戦後の研究動向を展望するためには、ブートリュシュよりもフルカンの方が好都合であったということである。そして第4に、フルカンの著書の英訳が昨年刊行されたこと

1) 本稿は、文部省科学研究費、総合(A)「ヨーロッパ中世世界におけるイングランドの比較史的研究」(代表: 東京都立大学 三好洋子教授)の分担課題に従って書かれたものである。

2) 著者フルカンは、Université de Lille の中世史担当教授。1926年生まれ。Charles Edmond PERRIN に師事。主要な業績として次の5点をあげておこう。

Le domaine royal en Gâtinais d'après la Prisée de 1332, Paris, 1963.

Les campagnes de la région parisienne à la fin du moyen âge (du milieu de XIII^e siècle au début du XVI^e siècle) Paris, 1963-64.

L'histoire économique de l'Occident médiéval, Collection U, dirigée par George Duby, Paris, 1969.

Le paysan d'Occident au moyen âge, Paris, 1972.

Histoire de la France rurale, tome 1 (dirigée par G. Duby) La formation des campagnes françaises des origines au XIV^e siècles. Paris, 1975. 3^e 5^e parties.

があげられる。Iris and A. L. Lytton SELLS(tr. by), *Lordship and Feudalism in the Middle Ages*, London, 1976 がそれである。英訳が出たのを機会に、フルカンの著書に対する関心が高まることもあろうかとおもわれ、念のため、その訳文を吟味しておきたかったということである。

以下、フルカンの叙述をたどりながら、フランス・イギリス両国の比較研究にあたって、問題になりうる点を各章ごとに拾いあげてみよう。なお本稿は、問題点を文字通り拾いあげるだけで、その意味からして「覚書き」以外の何ものでもない。

*

序 説

著者はまず、この種の書物の定石に従って、《féodalité》(封建制)に関する用語法上の混乱にふれ、ついでこの《féodalité》は、《seigneurie》(領主制)と混同されることがあるという。著者によれば、この混同は、《féodalité》がまず《noblesse》(貴族制)と混同されるところから始まり、後者の権力基盤が《seigneurie》であるところからして、これと《féodalité》との混同がおこる。そしてこの種の混同は、マルクス主義者についても指摘され、マルクス主義者がいう《féodalité》の本質は「下部構造」であり「生産様式」であって、これこそは厳密に言えば、《féodalité》ではなくて《seigneurie》であるという。反面、著者はこの混同の傾向が根づきよいだけに、封建制と領主制とがむしろ不可分のものとして研究されてきたことを、積極的に評価しなくてもいい。封建制の基盤となる《fief》(知行)は、単数もしくは複数の《seigneurie》(領主所領)であるから、両者を完全に分離して研究するのは望ましくない、ということである。

領主制の研究は、著者によれば《institutions féodales》(封建的諸制度)に、つまり、F.-L. GANSHOF¹⁾が問題とするような封建制の法律的側面にさほど論及しなくとも、ある程度まで可能であるが、その逆は、はるかに困難であろうという。そして著者は、ガンスホフとは異なっていて、封建制を法律的な側面のみに限定しないで検討するには、2つの取りくみ方があって、そのいずれをとるかで、領主制に対する考慮に差違が生じるという。第1の選択肢としては、Marc BLOCH²⁾のように封建制の人的側面を、すなわち《liens d'homme à homme》(人的結合関係)を重視する立場がある。そのばあいには、領主制の検討は最小限度ですまされる。しかし著者は、この選択肢を捨てて第2の選択肢をとる。それは、人的側面を軽視するとはいわないまでも、封建制の物的側面の方を重視するということである。すなわち、知行としての領主所領が重視されるのである。著者によれば、この第2の選択肢こそが「領主制の研究と封建制の研究とをよりよく結びつけるものであって、本書はこちらの立場をとっている。」

1) GANSHOF (F.-L.), *Qu'est-ce que la féodalité?* 4^e éd., Bruxelles, 1968.

2) BLOCH (Marc), *La société féodale*, 2 tomes, Paris, 1940.

なお本書の重点は、時間的にはポスト=カロリング期におかれ、空間的には領主制・封建制がもっとも「古典的」な様相を示すところとして、ロワール河中流とライン河とにはさまれる地域におかれている。

第1部 領主制・封建制の形成過程

(9世紀半ばから1000年代へ)

第1章 突然変異か連続進化か。

この章の第1節は、『『国家』の解体』を論じている。著者は、カロリング期には少なくともロワール・ライン間に、何らかの意味で「国家」の政治機構が存在したと考え、それが解体するところから領主制・封建制の形成過程を問題にしている。ここで「国家」の機構といわれているのは、国王の権力を分担し執行する《comte》(伯)によって体现される統治機構である。

「国家」解体の要因としては、まずカロリング諸王が《vassalité》(家臣制)を採用したことがあげられている。家臣制は、「国家」が秩序維持の機構を十分に果たせない状況では、いわば自然発生的な現象であった。そして、もともと私的な関係たる家臣制が発展すれば、公的存在たるべき「国家」が解体しかねないにもかかわらず、諸王は家臣制の発展を阻止するどころか、逆にこれを助長したという。諸王の意図は、過度に「肥大化」した王国の中で、せめて有力者だけでも家臣関係によって直臣(vassi dominici)化し、中小の土地所有者をやはり家臣関係によって直臣に臣従させて、これを陪臣化することにあった。すなわち諸王は、国王を頂点とする階層秩序をつくり上げ、これを利用して支配の貫徹をはかったということである。伯とともに高位聖職者も直臣化されたが、彼らはいずれも自立化の傾向を強め、王権の意図は結局のところ裏目に出た。

では、王権の意図は、完全に失敗したというべきか。著者は、これを完全な失敗とは考えない。のちに「封建王政」期にいたるまで、《principe monarchique》(王政原理)がともかくも失われずにすんだのは、家臣制の貢献によると考えられているのである。

次いで、伯によって体现される統治機構つまり「国家」が解体する一方で、《châtellenie》(城主支配圏)が新しい支配の基礎単位として形成され、さらに《principauté》(領邦)が形成されることが指摘されている。これらについては、第3章であらためて論じられるので、ここでは立入らない。

第2節は、'villa'から《seigneurie》(領主所領)への移行過程をたどっている。カロリング期のウィラも11世紀以降の領主所領も、領地であり、領民支配の機構であることにおいては変りがない。著者によれば、この移行が連続進化か突然変異かということでは意見が分かれているものの、いずれにしてもこれは「《immunité》(不入権)という古い制度の変質と、有力者に

よる《droit de ban》(罰令権)の侵奪とに主として起因する」といわれている。ようするに、《justice privée》(私的裁判権)が成立するところから、領主所領が成立することになる。

不入権の起源は、《Bas-Empire》(後期ローマ帝国)の‘fiscus’(王領)にあるといわれ、王領は王領なるがゆえに伯の徴税をまぬかれ、伯の裁判権からも除外されていた。王領が授与されるということは、王領でなくなることを意味し、その所領は伯の支配下に編入されるはずであった。しかし事実としては、王権の意向もあって、王領は不入権とともに授与された。そして王権は、教会に王領を与えるばあい、これに不入権を認めることで、いいかえるとこれを伯権から除外しておくことで、伯が過度に強大化することを阻止しようとしたという。しかし王権の意図は、ここでも裏目に出る。伯が自立化の傾向を強める一方、教会もまた自立化の道を歩むことになる。

さらに教会は、流血裁判権をもたず、軍事上の権限ももたないことになっていたことからして、これらを代行する《avoué》(守護)の制度が導入される。そしてこの守護も、教会の不入権を侵奪して、私的裁判権の所有者になってゆく。

私的裁判権の源泉としては、不入権にもまして罰令権が重視されている。罰令権については次章以下でもふれられるので、ここではとくに立入らない。ともあれカロリング期の国王の罰令権は、軍隊の統率権や自由人に対する強制権・処罰権を漠然と意味しているに過ぎなかったという。これはもともと、国王の名において、伯によって行使されるべきものであったが、1000年を過ぎると伯や代官がこれを侵奪し、さらに城主やそれ以下の土地所有者もそれぞれに罰令権を私物化する。「ほかならぬこの罰令権の名において、かつてのウィラの主人は、収入源を拡大してゆくのである。それは、大陸では1000年ごろのことで、イギリスでは11世紀末のことである。イギリスではノルマン征服の結果、このころに《régime manorial》(マナ体制)が強化されることになろう」(31頁)。

こうして、私的裁判権の形で領主権が形成されてゆく一方、従属農民の間にも変化が進行する。まず‘colonus’は、ローマ支配下のガリアで、法身分上では自由人とされていたが、後期ローマ帝政のもとで、しだいに土地に緊縛され、カロリング期にはウィラの主人の支配下に入る。そして彼らは、伯の裁判権から分離され、軍役から除外されて、法身分上では引きつづき自由人とされながらも、事実上、自由人としての性格を失うことになる。

これとならんで、古代の《esclavage》(奴隷制)から中世の《servage》¹⁾への移行が述べられ

1) 著者は、カロリング期以降の‘servus’すなわち《serf》についても、「農奴」というよりはむしろ原理的に「奴隷」(esclave)と考えている。‘servus’は、たとえ‘servus casatus’の状態であろうとも、法身分上では、‘servus’ (esclave)であり、主人の恣意によって「家」(casa)あるいは保有地を失って、主人の家内奴隷の状態に復帰させられる可能性が残っていたという(38頁)。したがって、この段階で《servage》を「農奴制」あるいは「農奴身分」と訳すことには問題がある。

る。それはひとことでいえば、《esclave non chasé》(非保有奴隷)から《esclave chasé》(保有奴隷)へ、すなわち ‘servus casatus’ への変化であり、そのかぎりでは ‘colonus’ とは逆に、地位が向上したと考えられなくもない。しかしこの ‘servus’ は、‘colonus’ とは異なって法身分上あくまでも不自由人であって、ウィラの主人に人的に隷属する《homme de corps》(字義通りには身体隷属民)である。その身分は母方によって伝えられ、聖職者になれないこと、伯の裁判所から原理的に排除されていることなど、特有の無権利状態がつづくという。

‘servus’ の経済状態については、たとえば《manse》の種類とその耕作者の法身分とが必ずしも一致しなくなる事実が指摘されている。すなわち ‘servus’ でありながら「自由マンス」を保有するものがあらわれたり、また《esclave domestique》(家内奴隷)の中から ‘ministeriales’ あるいは《chevalier-serf》(奴隷騎士、あるいは不自由騎士)があらわれるなど、法身分とは別に事実上の問題として地位の向上が見られるという。

第3節は、《vassalité》から《féodalité》への移行を論じている。著者によればこの移行は、単に「国家」が解体するとか、家臣制が広汎に普及するとかというだけの問題ではない。ほかに、土地財産と政治権力との両面から、土地所有者層の間に階層分化がおこり、また《aristocratie》から《noblesse》¹⁾への移行がおこらなくてはならないのである。

まず土地財産の面から見ると、ポスト=カロリング期には、史料の状況からして詳細は不明でるとしながらも、著者は George DUBY の研究を手がかりとして、ブルゴーニュのマコン地方 (Mâconais) の事例に注目する。ここでは《féodalisation》(封建化)は、人的側面と物的側面とで必ずしも併行して進んではない。すなわちほとんどすべての豪族が家臣関係で結ばれているにもかかわらず、それゆえ人的側面では封建化が進んでいるにもかかわらず、豪族の家産の中では、なおも ‘allodium’ (自有地)の比重が小さくないという。物的側面での封建化がおくれているということである。自有地にかわって、‘beneficium’ (恩貸地)あるいは《fief》(知行)が支配的にならなくては、物的側面での封建化は達成されたことにならない。なお、ひとくちに豪族とはいっても、頂点には公・伯などの ‘potentes’ (有力者)もおれば、中・小の土地所有者もいる。そして、上位の豪族ほど、家産のうちで恩貸地の比重が大きく、下位のものほど自有地の比重が大きいという。しかも自有地は、恩貸地に比べて、分割相続や教会への寄進の対象になりやすいとすれば、分割や寄進で貧困化する可能性は、自有地への依存度が強い下位の土地所有者の方が大きいことになる。貧困化した土地所有者は、近隣の有力者へ従属し、その結果、豪族間に階層分化がおこるのである。

政治権力の面からの階層分化については、著者は伯やその代官 (vicarius) および城主

1) 《aristocratie》と《noblesse》、したがって《aristocrate》と《noble》とに、それぞれ適切な訳語を与えることは、いちじるしく困難である。本稿ではまったく便宜的に、前者を「豪族」、後者を「貴族」としておいた。

(châtelain)についてそれぞれ説明している。まず伯は、国王の罰令権を事実上私物化する一方、管区の従属民のうちでとりわけ上層の従属民との結びつきを深め、彼らを自分の家臣にしていた。すなわち自力で武装し従軍するだけの資力をもつものだけが、伯の軍隊・伯の裁判所の構成員になってゆく。その結果、貧困な自由人は、代官の裁判権のみに従属する。いいかえると、富裕か貧困かという経済的な次元での差別が、いずれの裁判権に従属するかという法的な次元での差別に転化していったのである。なおこの代官は、伯から委任されて裁判権を行使したにしても、政治的役割をもったとまでは考えられていない。これに対して城主の方は代官よりも地位が高く、伯の 'fideles' (家臣)のうちでも最有力のものうちからえられれば、伯の権力、とりわけ罰令権を分担することになる。そしてさらに彼らも、罰令権を事実上私物化し、10世紀には世襲化し、11世紀には独立の権力主体になってゆく。政治権力の面からの階層分化とは、大要このように説明されている。

第3節の最後は、豪族から貴族への移行過程の説明にあてられている。マルク=ブロックによれば、ガリアの豪族は、1000年を待たずに消滅し、11世紀以降に新しく貴族層が形成されるということであった。1000年をさかいに、断絶が考えられたのである。そして、新しい貴族とは、《chevalier》(騎士)であるとされた。しかし著者は、中世初頭からすでに、すなわち騎士身分が成立するよりもはるかに早く、特権集団としての貴族身分が存在したと考える。この貴族は、国王への奉仕によって富を獲得し特権を与えられたもので、他の単なる豪族とは区別される存在であったといわれる。とはいえ、こうした貴族について、中世初頭から「生物学的連続性」が考えられているわけではない。そもそもカロリング期までは、男系によって《dynastie》(家門)を構成しているのは王家のみであって、当時の貴族は《noblesse domestique》あるいは „Hausadel“ (家内貴族)であったという。単なる「概念上の連続性」ではなくて、生物学的連続性が証明されるのは、ポスト=カロリング期以降のことで、このころから男系であれ女系であれ、家門の系譜をたどることがある程度まで可能になってくる。そしてやがて男系が強化されることを、著者はデュビーとともに「封建制の到来をものがたる様相のひとつ」と考える。結論として著者は、「豪族と貴族との間には、断絶はなく、連続があると同時に進化もあった」と述べている。

第1章の表題は、「突然変異か連続進化か」という疑問形で与えられていた。著者の解答は、領主制の形成過程(第2節)にしても、封建制の形成過程(第3節)にしても、いずれもポスト=カロリング期からの連続進化であって突然変異ではないということで一貫している。

× × ×

著者の見解がフランスに関して学界の現状をどの程度に代表しているかという点については、筆者には正しく評価するだけの力がない。しかしこれがかなり有力な見解であるとすれば、そこには、同時代のイギリスとの比較研究のために、いくつかの重要な問題が示唆されている

といわなくてはならない。

第1章にそくしていえば、第1節の表題からうかがわれるように、「『国家』の解体」が自明の出発点になっている。第2節で領主制の形成過程が問題になるばあいにも、王権に由来する不入権・罰令権が聖俗の有力者に侵奪されて、私的裁判権が成立するという点に、最大の関心が向けられている。第3節で封建制の形成過程が述べられるばあいには、この過程は、単に「国家」が解体するとか、家臣制が広汎に普及するとかというだけの問題ではないといわれながらも、伯や城主による罰令権の私物化にやはり重大な関心が払われているのである。

同時代のイギリスについて、あるいはノルマン征服以前のイギリスについて、フランスとの比較で領主制・封建制への傾斜を考えるばあい、この点が最大の問題になるといえよう。フランスについて、それもとりわけロワール・ライン間については、「国家」の存在とその解体がある程度まで問題になりうるかも知れない。しかし、イギリスについては、「国家」の存在を自明の前提とし、その解体から議論を展開することは、はるかに困難であろう。ポスト=カロリング期といえば、イギリスでは、アルフレッド大王以降の時期にあたり、七王国以来の分立傾向がむしろ解消に向かうといえるのではないか。イギリスについて領主制・封建制への傾斜を考えるには、この事実を無視してはならない。

第2部 両古典期

(11世紀初頭より13世紀末まで)

第2章 一般論

第2章の冒頭では、まずガンスホフの時代区分が吟味される。ガンスホフは周知の通り、《féodalité carolingienne》と《féodalité classique》とを区分していた。これに対して著者は、カロリング期には家臣制と恩貸地制との事実上の結合があるだけで、法律上の結合は考えられないとして、「カロリング封建制」という表現に異議をとなえている。また「古典的封建制」がカロリング朝の断絶(10世紀末)からほぼ3世紀に及ぶことについても、著者は大まかに過ぎるとしてこれを批判している。

他方、ブロックは、別の観点から封建時代を2分して考えていた。《premier âge féodal》と《second âge féodal》とがそれである。第1期は9世紀末から11世紀中葉まで、第2期はそれ以降13世紀中葉までとされていた。ブロックによれば、第1期は経済の沈滞期で、第2期はその拡張期と考えられていたのであるが、著者はブロック以後の経済史研究の成果からして、第1期に都市や商業が沈滞したとは考えられず、第2期の「経済革命」なるものも、「進化」が加速された程度のものに過ぎないという。さらに著者は、ブロックの時代区分が、西ヨーロッパ全域についてあまりにも画一的であるとしているのである。

そこで著者は、デュビーとともに、次のような時代区分を提示する。まず第1段階として1000年ごろまでは、《société féodo-vassalique》(知行=家臣制社会)の形成期とされ、第2段階として1160年ごろまでは、《premier âge féodal》、第3段階として1240年ごろまでは、《second âge féodal》と命名されることになる。この第1段階つまり形成期については、すでに前章で述べられた。以下、「古典的」あるいは本格的な封建制の第1期・第2期がとりあげられる。

封建第1期は、デュビーとともに《châtelains indépendants》(独立的城主)の時代と考えられている。マコン地方の例では、この時期に伯権力が決定的に衰退し、王権との結びつきは虚構化し、伯自身をふくめて‘potentes’ (有力者)とよばれる人びとはすべて独立的城主になっているという。城主は、戦士たりうるものをすべて家臣とし、「そこからして家臣といえは‘miles’ (騎士)と同義」であるといわれるようになる。ではこの時代は城主乱立のいわゆる《anarchie féodale》(封建的無秩序)の時代かという、著者はむしろこれを新秩序樹立の試行の時代であると考えている。城主支配圏は、平均して半径10キロメートル程度であるから、それだけに城主による治安維持の制度がつくられやすい。またそれだけに、騎士の封建的諸義務が厳密に規定され、農民層に対する統制も強化される。「そして今後おそらく、領主制と封建制とがこれほど多面的に、これほど緊密に結びつくことはなかろう。」なお、封建第1期に関するこのような説明は、マコン地方以外でも「公や伯の権力が長期にわたって光を失ったところであれば、あてはまりそうである」という。ドイツについては、ザリエル朝のもとで王権が一時的にもせよ再興された。またイギリスについても、征服があったことからして、マコン地方のような進化が見られなかったといわれている(64頁)。

封建第2期は、デュビーによれば、城主支配圏から領邦への移行期であり、また《monarchie féodale》(封建王政)なるものへの移行期であるといわれる。この移行は、封建第1期に城主支配圏の内部で治安が維持され、それを背景に生産・流通が活発化したことに起因するという。いいかえると、経済活動が活発化したために城主支配圏のような局地的支配圏が危険にさらされたということである。しかし、城主支配圏がただちに王国に移行するのではなくて、中間の過程として領邦の形成が進み、領邦君主が「独立的城主」を家臣化し、やがて国王が領邦君主を家臣化して、いわゆる「封建的ピラミッド」が完成することになる。「フランスでは、12世紀中に、王権が深い眠りから目ざめることになる。」ドイツでは領邦が形成されるところまでは進んだものの、王権は封建王政を達成するにはいたらなかった。「イギリスでは、ウィリアム征服王以降、さらにその後、王権が一時的に光を失ってあらためて1154年以降、つまりヘンリ2世以降、王権が強大になるだけに」局地的支配圏は、存立をおびやかされることがいちじるしい(64-65頁)。

次いで著者は、西ヨーロッパをいくつかの地域に分けて、地域差に言及し、最後にいわゆる《féodalité d'importation》(輸入封建制)の1例としてイギリスを取りあげている。「大ブリテ

ン島では、1066年に、それまでの『自生的』な進化に変化がおこった。アングロ=サクソンやアングロ=デインの社会は、すでに知られているところからすれば、ヘイスティングズの戦闘以前にも、人的結合関係の存在によって特徴づけられていたと考えられる。しかしこうした関係は、カロリング朝に支配された諸地方ほど厳密でも広汎でもなかった。それにしても豪族（サクソンの *thegns*, デインの *iarls*）が、人的従属関係を自分の利益のために利用していたことには変りがない。おそらく、ヘイスティングズの戦闘は、しばしば想像されるほど完全な断絶を画するものではない……征服王は、アングロ=サクソンあるいはアングロ=デインの豪族から所領を没収し、そこに自分の臣下を定着させた。その直後に新国王は、ノルマンディに似た知行=家臣制関係の体系を創造した。この体系は、いわば上から強制されたものであって、下から上へと発展したものではなく、ほかならぬ王権こそが強制の主体になる……封建制は王権の味方になり、王権の基礎にはなるが、その敵にはならない」（71頁）。

× × ×

第2章からは、何よりもまず時代区分が問題になろう。前述の通り、「封建第1期」は「独立的城主の時代」とされ、「封建第2期」は「領邦」あるいは「封建王政」への移行期と考えられた。しかしこの区分は、著者自身が明言しているように、フランスについても全土には適用されない。ようするに著者は、西ヨーロッパ全域に関する画一的な区分はありえないと考えているのであって、それゆえ地域別の《diversité》（多様性）が指摘され、その中で特異な事例の1つとしてイギリスの「輸入封建制」が語られた。これをイギリス史の側からいいかえるならば、イギリスとの比較の対象として画一的なフランスを考えること自体が不可能になったということであろう。すなわち、フランスのあれこれの地域との異同しか、もはや語りえないということである。

ともあれ、イギリスについては「独立的城主の時代」は考えられていない。「領邦」の形成も問題にされていない。征服直後から、そしてより本格的にはヘンリ2世以降について、「封建王政」が考えられているにすぎない。

第3章 権力再建——下から上へ

この章は、4つの節からなっている。第1節では、支配的社会集団として、《chevalier》（騎士）が取りあげられている。著者によれば、11世紀の前半までにフランスの多くの地方で、*'nobilis'*（貴族）ということばの代りに *'miles'*（騎士）ということばが優勢になっている。これは、8世紀以来のある進化が完結したことを示すもので、軍隊の中で重装騎兵の優位が確定し、騎士が特権化・世襲化したことを示唆するものである。騎士については、古くは Paul GUIHIERMOZ¹⁾の研究があり、その見解は、のちブロックによってほぼ継承されることになった。ブ

1) GUIHIERMOZ (P.), *Essai sur les origines de la noblesse en France au moyen âge*, 1902.

ロックによれば、騎士は12世紀後半以来、社会身分から法身分に変わり、13世紀にはカスト化すると考えられた。デュービーも当初は、騎士のカスト化を想定していたということである。

これに対して著者は、デュービー自身やその他の研究者による戦後の地域別実証研究¹⁾に依拠して、ブロックに対する反論を展開する。結論のみを要約すれば、まず封建第1期・第2期を通じて「騎士の地位の上昇」には地域によって差異があるということである。イギリスはフランスとともに、この上昇が比較的早いところとして考えられている(78頁)。さらに、結論の第2点としては、騎士身分が封建第2期に閉鎖性を強めるとはいえ、ブロックとは異なって、これは《caste》とは考えられていない。

第2節では、はじめに城そのものが取りあげられる。いわゆる「独立的城主」の居城となり、「城主支配圏」の本拠となるような城は、900年あるいは950年ごろから新規に構築され、外側に《fossé》(堀割り)があり、《enceinte》(城壁)で囲まれ、中心に《tour》(城塔)が立っているような本格的な城である。ほかに、築き山の上に簡単な造作をほどこした程度の《motte》と呼ばれるものもあったが、これらは、単なる農村領主権の拠点ではありえても、城主罰令権の拠点ではありえないという。本格的な城ともなれば、築城にあたってさまざまな制約があった。すなわち国王・領邦君主・伯および既存の城主がこれを妨害したほかに、農民もこれに抵抗したということである。農民にとっては、城がふえて城主がふえることは、罰令権保有者がふえて《exactions》(強制課税)が強化されることを意味したからである。さらに1000年以降、城が石造になってゆくことからして、費用の点からも制約が加わってきた。ようするに、本格的な城は、無制限につくられるはずがなく、分布の点からすれば、治安の状態が悪い辺境地帯に多かったとされている。

イギリスについてはどうか。「J. BOUSSARD²⁾の計算によれば、1154年、すなわちプランタジネット朝のヘンリ2世の即位の時点で、イングランドにはほんの250ばかりの城しかなかった。それぞれが30から40の教区³⁾を支配することになる。当時は、『城塔』を各地に設置する事業がほとんど終わったばかりであった。これらのうち75の城は、国王の手中にあり、他は高位聖職者の管理下にあるか、あるいは直接・間接に王権に服属する家臣の管理下にあった。城が皆無に近い地域もあるが、辺境地帯……あるいは当時なおも支配の不徹底な地帯、たとえば南ウェイルズなどでは、密度がとくに高かった」(87頁)。

著者は次いで、フランス特有の行政単位として、「城主支配圏」に言及している。カロリング

1) VERRIEST (L.), *Noblesse, chevalerie, lignages* 1959; GENICOT (L.), *L'économie namuroise au bas moyen âge*, t. II, *Les hommes, la noblesse*, 1960. ほかに PERROY (E.) の諸研究。

2) BOUSSARD (J.), *Le gouvernement d'Henri II Plantagenet*, 1956.

3) マコン地方では、同じ1150年ごろに、教区数およそ150に対して、城の数は10あるいは11であったという。つまりひとつの城がほぼ15の教区を管轄することになる。

期には、行政単位として伯管区があり、伯管区はさらに代官(vicarius)の管区に分かれていた。この代官の権限は、封建第1期に、しだいに城主に奪われ、新たに城主支配圏が成立する。他方、従伯(vicomte)が伯から自立化し、伯管区の一部を奪い、城を侵奪して城主支配圏を形成するばあいもあった。城主支配圏の名称は、城主支配圏そのものの極盛期たる封建第1期にはむしろ多様¹⁾で、これが'castellania'(châtellenie)という名称に統一されるのは、第2期のことであるという。

城主の権限には、まず《pouvoirs de police》(警察権限)があった。すなわち城主は、管区内の治安を維持し、商人に安全な往来を保証し、商品の安全な流通を保証して、その代償に《péage》(通行税)を徴集した。城主はさらに各種の罰令権を行使した。《ban économique》(経済的罰令権)は、あながち城主でなくとも行使しえたが、《ban militaire》(軍事的罰令権)は、もっぱら城主がこれを行行使した。

イギリスでは「軍事管区・司法管区としての城主支配圏は存在せず、《libertés》あるいは《franchises》(特権領)が存在するに過ぎない。各《honneur》(honour²⁾)は、1つの《liberté》あるいは《franchise》を形成し、その保有者は、聖職者であれ俗人であれ、国王の役人に代って領民に対してさまざまな権利を行使するが、その収益にしても、フランスの城主が搾取したものにくらべると、はるかに少なかった……ドイツについていえば、フランスともイギリスとも異なった状況があった……伯は、家臣に城を授封したばあいでも監督権を失うことがなかった……したがって、フランスとは異なって、独立的城主支配圏は見うけられない。そしてノルマン朝のイギリス国王が城を支配下に掌握していたのに対して、またフランスの国王が後に(12・13世紀に)大々的にそれを達成するのに対して、ドイツの国王は、城に対する監督権を回復することがない……ドイツでは、国王ではなくて領邦君主こそが、この権力集中事業の受益者になる」(91頁)。

第3節は「領域再編成と領邦」を論じ、第4節は「封建王政」をあつかっている。いずれも封建第2期に関して述べられたものであるが、第3節では、表題から想像される通り、イギリスは問題にならない。フランスの領邦のうちでは、ノルマンディ・ブルターニュ・フランドルなどのように、1000年ごろまでに領邦の輪郭がほぼ定まっているところもあれば、アンジュー家の所領のように、なおも拡大中のところもある。名領邦の輪郭がある程度はつきりするの、封建第2期のことであるという。王領自体、11世紀の半ばにはイル=ドゥ=フランスを事実上の

1) 《territoire》(territorium castri), 《detroit》(districtus castri), 《mandement》(mandamentum), 《pôté》(potestas), 《sauvement》(salvamentum)などがそれである(90頁)。

2) この名で呼ばれる所領の保有者は、有力な直臣であることが多い。その直臣は、'caput honoris'と呼ばれる居城を本拠として、配下に多数の騎士をもつ。その意味ではフランスの城主支配圏と共通の側面をもっている。

領邦とするに過ぎず、むしろこの範囲に収縮しているからこそ、他の領邦とならんで、あるいは他の領邦に学んで内部体制の強化に成功したという。そして12世紀末以降、すなわちフィリップ2世以降、ここを拠点として、他の領邦への支配権を強化することが可能になったといわれている。

第4節の「《monarchie féodale》という表現は、Petit-DUTAILLIS¹⁾が世に送り出したものであるが、これはあるきわめて重要な事実を想起させる。すなわち、ある王政が封建的であるというのは、国王権力の本質が封建的諸大権に由来するというばあいのことである」(100頁)。ドイツでは、12世紀後半にフリードリヒ＝バルバロッサは、封建法をよりどころとして王権を強化しようとしたが、結局のところ成功せず、領邦の分立を克服しえず、封建王政が成立するにはいたらなかったと述べられている。

「アングロ＝ノルマンの王政は、成立直後から封建法をよりどころとしていたのであるが、封建法が数世紀にわたって効力をもつのは、おそらく封建制が『輸入され』たこと、すなわち国王によって強制されたことに起因するものである……王権が封建制を過度に利用したこともあって、そのことがやがて、貴族の反動の大きな原因のひとつとなり、13世紀にはマグナ＝カルタを生み出し、多くの混乱を引きおこすことになる……（貴族にとって）問題は、国王の権限を弱めることであり、輸入された封建的諸慣習に由来する各種の大権を緩和することにすぎない」(101頁)。

これに対してフランスでは、輸入品ではなくて自生的な封建制によって王権が強化される。著者は、国王の《suprématie théorique》(理論上の至上性)の主張には、2つの理由があると考えている。第1に、国王が《souverain》(主権者)であること、すなわち主の塗油を受けたもの、シャルルマーニュの後継者であるということである。第2に、国王が《suzerain》(宗主権者)であること、すなわち最高の封建主君であるということである。封建王政との関連では、この第2の理由の方が重要である。国王は、もちろん封建第1期においても宗主権を主張している。ルイ6世の腹心Suger(m. 1151)によれば、国王は王国内の何びとに対しても臣従礼を行わないものとされている。また同じシュジェの時代から、国王は、封臣としての諸侯に‘concilium’ (助言)を要求することが多くなり、Curia Regis (国王評議会)の司法機能が強化され、ルイ7世以降にはその政治機能も強化されるという。フィリップ2世以降には、封臣の助言義務はますます大きく利用されることになる。さらにフィリップ2世からフィリップ4世にいたるまで、‘auxilium’ (助力)の義務もさかんに利用されるが、封建王政との関連では、むしろ助言義務の方が重視されている。それは、この助言義務をよりどころとして国王の立法権が復活するからである。フィリップ2世以降には、各種の勅令がCuriaで諸侯の協賛を経て公布

1) Petit-DUTAILLIS (Ch.), *La monarchie féodale en France et en Angleterre, (X^e—XIII^es.)*, 1933.

され、ルイ8世以降には、欠席した諸侯も Curia の決定に拘束されるようになるといわれている。

次いでルイ9世の治世がはじまり、その治世の半ばで封建第2期が終わる。彼の治世には、法学者の間にローマ法がますます浸透し、国王は単なる封建的宗主権者というほかに、主権者としての性格をすら帯びるようになった。ほぼ同じころ、Curia Regis の司法部会が Parlement (高等法院) として分化する。またこの Curia へ、あるいはParlement への《appellation》(上訴) の手続きも整備される。そして、中央への上訴の件数が増大することで、王権はさらに強化されることになる。しかもこの上訴は、フランスではもともと、多くの封建慣習法で認められていたということである。

著者は、王政の発展過程の中で、《justice monarchique》(王権的裁判権) が《justice féodale》(封建的裁判権) を蚕食することによって、領邦を弱体化し、これを王権に帰属させてゆく事実を重視する。「上訴がパリの Parlement へ寄せられたことは、王政の進展にとって計り知れない意義をもった。それは、上訴が封建的裁判権をある程度『統一』の方向へ導いたことのみならず、これらを蚕食し、またしばしば崩壊させたことによるものである。Parlement は、封建制のある原理から生まれたにもかかわらず、その根源たる封建制の最良の基盤(封建的裁判権のことか)を、おそらくは無意識のうちに破壊したのである。」そして著者は、王権と貴族との新しい関係を示唆しながら第3章を結んでいる。

× × ×

第3章も、各節ごとに比較研究のための興味深い問題点を示唆しているが、筆者にとってもっとも関心のもたれるところは、第4節である。封建王政は、フランスでは封建第2期において形成されるが、イギリスでは、著者の見解からすれば、征服とともにその礎地が形成され、ヘンリ2世以降これが本格化するということになる。フランスの封建王政は、城主が領邦君主に服属し、領邦君主が国王に、しかも領邦君主のひとりでもある国王に服属してゆくことで成立する。王権は、この章の表題にもある通り、「下から上へ」「再建」されるものであって、その過程で封建法が利用された。これに対して、イギリスの封建王政は、封建制が「輸入」され、王権によっていわば「上から下へ」強制されることによって成立する。ひと口に封建王政とはいっても、両者の間には、このように決定的な相違が考えられているのである。さらに、フランスについては、「王権的裁判権」の発展過程における「上訴」の意義が重視された。イギリスについては、同じ「王権的裁判権」の発展に関して、著者は特に言及していない。しかしイギリスのばあいにも「王権的裁判権」の形成過程は重視されるべきで、「上訴」のかわりに、あるいは「上訴」との比較において、巡回裁判制の意義をあらためて吟味する必要がある。

第3部 臣従礼・知行・領主制

(11世紀より13世紀まで)

第3部は、第2部と同じ時期について、封建法と領主制とを2つの章に分けて論じている。臣従礼は第4章第1節で、知行は第2節で、そして領主制は第5章であつかわれる。

第5章 封建法

この章は、全体としてガンスホフの概説書に大きく依存しており、これとの重複をさけるねらいもあって、本稿では、フランスとイギリスとが対比されて述べられている諸点をえらんで要約するにとどめよう。

第1節は、前記の通り、臣従礼にちなんで主君=家臣契約を、すなわち封建法の人的側面をあつかっている。ここでは3つの点が注目される。第1点は、家臣の義務のうちで、‘auxilium’（助力）の義務に関係している。著者によれば「イギリスでは原則——しばしば破られているが——として主君は、国王への奉仕の目的以外に自分の家臣を軍隊へ召集しないことになっている」という（119頁）。またフランスでは家臣の要求によって、1050年ごろから家臣の軍役奉仕の期間が一般に年間40日に制限されるのに対して、「イギリスやドイツでは、家臣はさらにおよそ1世紀も待たなくてはならなかった」という（119—120頁）。さらに「ヘンリ2世のもとで《écuage》（scutage、軍役代納金）は、奉仕の代替として組織的にとり入れられた……ドイツでも、早くも1200年以前から同じ事情がみられたが、対象は„Römerzug“（ローマ遠征）にかぎられた。しかしカペー朝は、イギリスほど大々的に軍役代納金を発展させることができなかった」と述べられている（120頁）。この事実、著者によれば、イギリスの王権にとって封建制が力の源泉、とりわけ財政面で力の源泉でありえたことを証明するものと考えられているのである。これらはいずれも《aide militaire》（軍事的助力）に関することであるが、ほかに《aide matérielle》（物質的助力）に関連して、フランスでは《aides aux quatre cas》（4つのばあいの御用金）が設定された。しかし、イギリスではノルマンディと同様に、主君が十字軍へ出陣する際の拠金がなく、3つのばあいにかぎられていた点が特色とされている。

第2点は、主君の義務のうちで、《entretien》（給養）に関係している。すなわち主君の世帯内で給養される家臣（bachelier, bachelor）の問題がそれである。この種の家臣は「イギリスでは少なくとも12世紀まで、ドイツやフランスではさらに長期にわたって、かなり多数存続した」ということである（123頁）。

第3点は、《hommage lige》（一君専属臣従）の効果に関係している。この点について、著者によれば「イギリスでは……12世紀末まで慣習法で、家臣は専属主君をひとりしかもてないものとされていた。しかも一君専属制が王権の独占にむかいはじめたのは、学者王ヘンリ1世以来のことであった」という（126—127頁）。これに対してフランスの王権は、13世紀にいたっ

てようやくこれの独占に成功するということである。

第2節は知行を、すなわち封建法の物的側面をあつかっている。ここでも、比較の手がかりになる点をいくつか取りあげておこう。第1点は、いわゆる《fief-rente》(定期給与知行)¹⁾に言及した部分である。著者によれば「12世紀を通じてこの慣行は、低地諸邦・ノルマン朝イギリスおよびオリエントのラテン諸国にほぼ限られていた(イギリスの王権はすぐれた行政機構に恵まれ、大きな財政能力に恵まれていた)」(135頁)。「フランスの国王についていえば、この慣行に到達するのは、フィリップ=オーギュストの治世以降のことにすぎない。」

第2点は、知行の長子相続について述べられている部分である。「厳格な長子相続権は、ノルマン人地域ですでに完成の域に達していたのであって、まさにそこからイギリスへ輸出されたものである。当時の有力な主君のうちで……このような知行不分割制を普及させることができたのは、ノルマンディ公やアングロ=ノルマン国王をおいてほかにはなかった」(151頁)。フランスではむしろ分割される傾向が強かったという。また、やはり相続に関連して、封主の後見権・結婚干渉権においても、ノルマンディやイギリスでは主君側の利益がフランスよりも強く貫徹されたと述べられている。

第3点は、知行の譲渡に関して、譲渡承認税に言及されている部分である。著者によれば、この種の承認税徴集権の「地理的分布は、知行の相続税・後見税・御用金などの徴集権の分布と一致しない。アングロ=ノルマン諸地方では、主君の利益にかなりの配慮がなされていたにもかかわらず、この種の権利は存在しなかったし、また買い手の側に対して臣従礼が要求されることもまれであった。それはおそらく、これらの地方では、ほかの地方にくらべて、11世紀末以来、知行の家産的性格(patrimonialité)が不動のものとなっていたからである。したがって、あれこれ例外を別とすれば、主君が譲渡税を徴収したところは、フランスの北部だけであった」ということである(159頁)。

最後に著者は、カロリング期から13世紀末にいたるまで、知行の重要性が高まり、知行の《réalisation》(物化)が進んだにもかかわらず、1300年ごろでもなお臣従礼の神秘性が失われていないとして、人的側面の軽視をいましめている。

× × ×

封建法について、フランスとイギリスとの相違が明示的に語られているのは、以上6点である。この6点のうち4点について、イギリスとノルマンディとの法慣習の共通性が語られていることは注目にあたいする。封建法の面から比較研究を試みるばあいには、この事実を念頭におかなくてはなるまい。さらに、本稿ではふれられなかったが、フランス自体の中でも、法慣

1) これについては、拙稿「《フィエフ=ラント》考」(『史学雑誌』73の1、昭39)および拙稿「14・15世紀の西ヨーロッパ諸国——イギリス」(岩波講座「世界歴史」11、昭45)を参照されたい。

習にさまざま地方差があった事実も念頭におかなくてはなるまい。

第5章 農村領主制

この章は、第1章第2節のあとをうけて、11世紀から13世紀までの領主制をあつかっている。すでに述べた通り、著者はカロリング期のウィラから封建時代の領主所領への移行を、突然変異ではなくて連続進化であると考えている。しかし10世紀と11世紀前半とについては、史料が不足していて、ペランのように忍耐づよい研究が必要であるという。

封建時代の農村領主制については、2つの顔が考えられている。第1の顔は、《seigneurie foncière》(土地領主制)であること、すなわち大土地経営であることがそれである。これは旧カロリング地域ではウィラの延長線上にあらわれ、アングロ＝ノルマン地域では“manor”の延長線上で考えられている。第2の顔は、《seigneurie banale》(罰令領主権)であること、すなわち裁判・経済の両面からなる搾取の体制であることがそれである。

第1節では、これら2つの顔があつかわれる。まず土地領主制については、領主直営地・農民保有地の両面から検討されている。著者は、デュービーやペランとともに、カロリング期にくらべて直営地が概して縮小傾向にあると述べているが、「11・12世紀には、直営地を欠く領主所領はほとんど皆無で……イギリスにしても大陸にしても、直営地が数百ヘクタールに及び、マンズの総面積に匹敵するばあいもある」という(166頁)。この直営地の耕作には、3つの選択肢がある。‘familia’ (家内隷属民)に依存するか、《salariés》(賃金労働者)を使用するか、《tenanciers》(保有農)に強制労働をおこなわせるかのいずれかである。第3の選択肢については、概して依存度が低下しつつある中で、著者は、「イギリスは別格として考えよう」と述べている。「ここでは、12世紀において、直営地と農民保有地との有機的な結びつきが、ほかよりもよく維持されていたのである。マナには2種類の保有農が住んでいた。一方の農民は、北フランスやドイツと同様に、単に補助的な給付義務を負うにすぎなかった。他方の農民——vil-lains——は、逆に文字通り強制労働に服していた。“weekwork”(週賦役)は、季節労働のほか、毎週3日の負担になっていた」(168頁)。

農民保有地に関しては、マンズの変化にふれられている。この変化とは分割あるいは消滅の傾向を意味する。しかもこの点でも、地域差はいちじるしい。「イギリスでは、“hide”がさらに長期にわたって持続される。ハイドの代りに、“virgate”(4分の1ハイド)や“bovate”(8分の1ハイド)があらわれるのは、13世紀のことである。この時間差は、国王の租税が他国に先んじてあらわれ、この種の保有単位で課せられていたことで説明される……イギリスのハイドは、13世紀にいたってようやく消滅する」(169頁)。

領主制の2つ目の顔、つまり罰令領主権についても、罰令権そのものの比重がイギリスと大陸とで異なっていたという。「イギリスでは王権は領主に対して、罰金徴収権をきびしく制限することに成功していた。すなわち《taille》(tallage)税にしても裁判にしても、領主にとって、

ほかの国のばあいほど多額の利益をもたらさなかった。イギリスの領主層は、罰金徴収権を制限されたことから、とりわけ 12 世紀末以降、直営地の生産を高めることに熱中した (E. ペロフ)。大陸では逆に、裁判の収益が大きかった。罰金権領主は、裁判権者の役目を果たすために、またバナリテやタイユ税を徴収するために、多くのミニステリアーレスに依存しなくてはならなかった……こうした人びと——粉ひき場・パン焼きかまど・ブドウ圧搾器などの管理人や、裁判官、プレヴォおよびバイイ——は、富をつかむことができた」(172-173 頁)。こうしてフランスでは、デュビーのことはをかりると、《petite aristocratie rurale》(農村小豪族層、郷土) が出現するということである。

第 2 節では、11 世紀から 13 世紀にいたる領主支配体制の下での農民大衆の地位がとりあげられる。まず新しい領主権力との関連において、新しい法律的・社会的階層区分が、フランスのばあいについて述べられる。11 世紀に入ると、フランスでは農民層が比較的均質化し、‘manantes’, ‘villani’, ‘rustici’ などと総称されることが多いという。これらは、かつての ‘coloni’ や ‘servi’ とは異なって、もともと身分を示すというよりは、所領あるいは村落の「住民」であることを示すものであった。かつての ‘servi’ は ‘villani’ の中に吸収される。すなわち《premier servage》は、おそかれ早かれ消滅するという。しかしそのばあいに語られる ‘servi’ の解放とは、領主による搾取の消滅ではなくて、せいぜい緩和を意味するに過ぎない。またそれは、不自由人が根絶されるということでもない。フランスの北部や東部では、12 世紀の史料の中に《homme de corps》あるいは《homme propre》という人的隷属民に関する記載があるという。ところで、マルク=ブロックによれば、12 世紀および 13 世紀前半には、フランスの農民の大半は《serfs》(servi) であったと考えられていた。彼は、《chevage》(人類税)、《mainmorte》(相続税)、《formariage》(領外婚姻税)などを《serfs》に特有な負担と考え、《servage》の標識と見なした。大半の農民がこれらを負担しているから、大半の農民は《serfs》であるという論理である。ブロックの見解が、L. フルリースト以来、支持されないことはよく知られている。フルリーストによれば、《servage》の標識とは、あれこれの負担ではなくて、《serfs》とその主人との人的結合にこそ求められるものである。そして前記の諸負担が《serfs》以外にも及んでいる事実が指摘された。

いずれにせよ、人的隷属によって特徴づけられる不自由人は、12 世紀以降にも存続しているところがあり、こうした《serfs》が他の《vilains》(villani)を「汚染」しながら隷属性が強化される場所として、フランスの北部・東部があげられている。《serfs》に特有の負担を課されるからではなくて、負担の点で《serfs》と共通しているから、法律的には《serfs》とは見なされないはずの《vilains》も《serfs》と同一視されるようになる、ということである。これが《second servage》と呼ばれるものであって、この新しい《servage》の指標は、主人への隷属から土地への隷属へと変化する。すなわち《servage de la glèbe》が成立する。いいかえると、ここに「農

奴制」が成立する。なおその時期は、ブロックの推定よりもおくれで、13世紀後半とされる。そしてそれ以降、この新しい《servage》は、北部・東部のみならず、フランスの各地に展開する。

イギリスについては、大要、次のように述べられている。「“villains”（つまりイギリスの《serfs》）は、13世紀末においても農村人口の4分の1、2分の1、ときには4分の3を占めるところがあった。彼らは領主の許可なくしては保有地をはなれることも譲渡することも不可能であるとされていた。領主は依然として恣意的にタイヌ税や賦役を課することができた。自由保有農でも……不自由賦役を課されかねず、これに対して自衛を余儀なくされることすらあった。13世紀には、農村の人口過剰によって『土地飢饉』がおり、一部の農民は経済的にも法律的にも境遇が悪化した。《servage réel》（物的農奴制）¹⁾は、イギリスのみならず、ドイツでもスペイン北部でも、またフランスの諸地方でも、土地不足と結びついて出現した」（180－181頁）。

第2節の後段では、《franchise》（解放）の問題について、さらに《défrichement》（開墾）の諸結果に関して、もっぱらフランスとドイツとが取りあげられる。フランスでは12世紀の第2四半期以降、開墾あるいは新村（villeneuve）建設に際して、特許状が与えられることが多くなる。この特許状は、開墾参加者を「解放」するのであるが、この解放とは、搾取の消滅ではなくてその緩和を、あるいはとりわけ罰令権の軽減・制限を意味するにすぎない。この一連の運動があって、古い村の領主も、領民に対して、新村への流出をふせぐために、やはり搾取を緩和しなくてはならなかったという。同様の变化は、ドイツでは、いわゆる „Ostkolonisation”（東方植民）との関連で、さらにいわゆる „Weistümer”（判告）との関連で説明されている。

第3節では、13世紀における領主制の経済的諸側面があつかわれる。第1節前段の土地領主制に関する説明と同様に、ここでも領主経営と農民経営との両面から検討がなされている。著者は、とりわけ俗人の所領について直営地が縮小傾向にあったとしながらも、「俗人の所領が13世紀に全面的に壊滅したとはかぎらず、大陸でもイギリスでも、騎士の手中にかなりの規模の所領が残っているばかりも少なくない」という（185－186頁）。しかも「こうした所領の持ち主が変わるとしても、これを手に入れるのは、しばしば貴族であって都市民^{ブルジョワ}ではなかった。したがって、イタリアの諸地方を別として、都市民が農村に侵入するという事態はおこっていない」ということである。都市民の農村進出については、あとであらためて問題になる。著者はまた、13世紀にはとりわけ大陸北部において、直接経営や直接徴税の代りに、請負制（ferme）が優勢になるばかりが多かったといい、「イギリスでは逆に請負制（affermage）は以前から採用され

1) 《premier servage》を《servage personnel》と考えるのに対して、《second servage》（nouveau servage, servage de la glèbe）は《servage réel》と考えられている。この段階ともなれば、《servage》は「農奴制」と訳してよからう。

ているが、大規模な教会領ではむしろこの後退がみられ、直接徴税が優勢になって、保有農の週賦役があらためてさかんになる」と述べている(187頁)。さらに著者は、《comptes seigneuriaux》(所領会計簿)に言及し、13世紀にはこれらがしだいに完備してきて、これらをよりどころに領主経営の(同時に農民経営の)実態が解明されつつあるという。「しかしこれらに関する研究は、フランスでは始まったばかりで、イギリスの方がはるかに進んでいる」ということである。「イギリスでは13世紀において、直営地収入が全収入のうちで真に優位にあるとはおもわれない。しかも直営地収入は、減少傾向にある。それはおそらく、ほかの諸国にまして、農民に貸与される地片が多かったからであろう……反対に大陸では、領主の収入全体のうちで、直営地からあがる分が優勢であることは明白である」(同頁)。

農民経営については、《manse》、《demi-manse》(2分の1マンス)、《quartier》(4分の1マンス)などがすたれて、農民の保有規模が多様化し、これに対応して新しい保有形式があらわれるという。《tenure à cens》(定額貢租による保有)、《tenure à champart》(定率貢租による保有)などがそれである。同様の現象は、イギリスについては問題にされていない。すでに述べたように、著者は13世紀のイギリスには“virgate”や“bovate”がなおも健在であると考えているからであろう。

× × ×

領主制のあり方について、著者が考えた相違点は、以上の説明の中でほとんどつくさされているので、ここではそれを大まかに整理するにとどめよう。

第1節については、領主制の2つの顔のうちで、第2の顔すなわち「罰令領主制」という側面が、フランスほど顕著ではないということであろう。

第2節については、フランスの《vilain》とイギリスの“villain”(あるいは villein)とが一致しないという用語法上の問題を別として(さらにフランスの《serfs》とイギリスの Domesday Book にあらわれる ‘servi’ との異同も問題になりえようが)、「解放」の有無が新しい《servage》の成立との関連で重要な問題になろう。

第3節については、双方における地代形態の相違と、そこにふくまれる諸問題に注目しなくてはなるまい。

なお、著者は全巻を通じてフランス内部の地域差には慎重な考慮を払っているが、イギリスの方は、ほぼ画一的にあつかわれている。しかし、本格的に比較研究を試みるばあいには、イギリス自体の内部での地域差も問題になろう。

第4部 領主制・封建制の多様な運命

(14・15世紀)

本書では、領主制と封建制との関連が重視されることからして、11世紀から13世紀まで、すなわち第2部・第3部に叙述の重点がおかれた。その意味で第4部は、第1部とともに副次的な意義をもつといえよう。表題では、「14・15世紀」となっているが、第7章は、フランス革命までの展望をふくんでいる。

第6章 農村領主制の衰退と進展

この章は2つの節に分かれ、第1節はほぼ1300年から1450年まで、つまり百年戦争の終末まで、どちらかといえば《défaillance》(衰退)の時代をあつかい¹⁾、第2節は15世紀の後半のものを、どちらかといえば《nouvel essor》(新たな発展)の時代を取りあげている。

著者はまず、領主制の危機に関するE. A. KOSMINSKYの見解にふれ、これを批判している。「コスミンスキによれば、領主制が直面した困難は、14世紀初頭において状況が逆転したこと(拡張期のあとに1世紀以上の不況期が来ること)だけでは説明しえないという。あるいはそれは、人口の減少や戦乱だけからも説明しえないという。彼らによれば、大方の予想に反して、農村経済全般が衰退したのではなくて、領主経済が崩壊したという。マルクス主義者が不正確にも《féodalité》と呼んでいるものの崩壊が見られたということである。生産諸力が領主から農民へ移動し、この移動によって、のちには農村の復興、すなわち15世紀以降の復興が可能になるという。」

「このような歴史の見方に従うことは、かなり困難である。領主経済の衰退は、西ヨーロッパ全域に見られるものではなかった。そして領主経済の衰退傾向がきわめて尖鋭な地方ですら、ほとんどあらゆるばあい、15世紀中に回復を実現してゆくことになる」(204頁)。

著者はデュービーとともに、少なくともフランスでは、領主所領の経済的枯渇は「大部分、戦争がもたらしたもの」であると考えている。領主権の衰微は、なるほど戦争だけでは説明されず、ほかに経済上のさまざまな困難や、人口の衰退との関連においても考えられなくてはならないといわれ、「たとえばイギリスでは、マナの収入が1345年あるいは1370年と、15世紀中葉との間で3分の1以上も低下しているばあいが多かった」という(209頁)。

領主所領の縮小という点についても、一般論では説明されないということである。教会領については、全般に縮小したとはいえず、俗人の所領についても、「M. M. POSTANの見解に反して、多くの歴史家は、こうした家産がよく持ちこたえられたと見る点で一致している。イギリスで有力家門が減少したのはたしかである。また有力家門が財産を集中し、これをふやすこと

1) 著者は、衰退が見られないところとして、第1節後段で、ヨーロッパの南部・東部をあげている。

に成功したのも事実である」(210 頁)。

「イギリスでは 1340 年以前に、フランスでは 14 世紀半ばから 1450 年ごろまでの間に、しばしば(直営地の)『畑の縮小』がおこったし、直営のブドウ畑についても同様の事情が見られた。直営地のこうした軽度の縮小は、一方では『かなり広汎な運動』の一部をなすものであるが、それはイギリスでは経済的な理由(穀物価格とその他の価格との不均衡、農業プロレタリアートの衰微に起因する賃金の上昇によって説明されるけれども、フランスではとりわけ戦争によって説明される」(212 頁)。

「直営地の利用の仕方については……イギリスでは 14 世紀半ば以降、定額小作制の復活がみられた」(同頁)。北フランスでは、ややおくれて定額小作制が進展し、南フランスでは《métayage》(分益小作制)に移行した。大陸ではすでに 13 世紀に《premier essor du fermage》(定額小作制の第 1 次発展)があり、14 世紀にはその《second essor》(第 2 次発展)があったということである。著者によれば、第 1 次・第 2 次いずれについても、定額小作制が発展したからといって、これを「領主が万策つきて採用した捨てばちの打開策」と考えるには及ばないという。「結論としていべきことは、定額小作制や分益小作制の新たな発展、ようするに直営地の経営様式の変化が、領主権の動揺の原因でもなければ結果でもなかったということである。その動揺は、ほとんどどこでも一時的であったし、また一般的ではなかった。」

第 2 節では、《réaction seigneuriale》(領主制反動)にも言及されている。著者はまず前節を要約して次のように述べている。「領主制の『衰微』は、それが起ったところですら決定的なものではなかった。フランスでは、その原因の一部は戦争にあった。フランスを別とすれば、主要な原因は、あの経済の《Grande Dépression》(大不況)にあった。ところでこの大不況は……ほぼ 15 世紀の中葉に終り、領主制に新しい出発を可能にする……困難が去っても……たとえばイギリスでは農民の運命に後遺症が残る。もっとも歴史家の間には……《koulaks》(富農)と《prolétariat》とに『分極化』したか否かという点で解釈が分かれていないこともない……イギリスにかぎらず、わずかに確実とおもわれる点は、《coqs de village》(村の顔役)がますます重きをなすこと、15 世紀後半以降にさらに重きをなすということである」(216—217 頁)。著者がここで「顔役」とよんでいるものがイギリスではどの階層をさしているか、さしあたり不明である。

フランスでは、15 世紀後半に、旧来の聖俗領主のほか、新たに《notables》(名士)もくわわって、領主制反動がおこるといふ。これには、人口増加に伴う土地需要の増大と、土地供給の減少とが前提と考えられている。領主経営は、1500 年の時点で半世紀前よりは回復しているものの、1 世紀前の水準までは回復していない。そしてイル=ドゥ=フランスなどでは、16 世紀初頭に、農民にとって新しい《paupérisation》(貧困化)の時代が始まることになる。領主による諸賦課の重荷のほか、国王・領邦君主の徴税が加重されるからである。また直営地の定額

小作制が進展しているとはいえ、13世紀以上に領主が《rentier》(単なる地代取得者あるいは年金生活者)化したこともなければ、《bourgeois》の農村進出が激化したということもない。ブルジョワの進出がさほど問題にならないのは、イタリアにくらべてフランスでは、いまだに土地が投資対象としての魅力に乏しかったことに帰せられる。領主の「ランティエ化」にしても「ブルジョワの進出」にしても、ブロックは13世紀にはじまると考えていたが、著者はこの見解をしりぞけ、16世紀についても過大評価をひかえている。

第2節後段では、イギリスと地中海沿岸諸国とについて、牧畜との関連で領主制の新たな進展過程が述べられる。とはいえ、地中海諸国では、《élevage transhumant》(移動牧畜)の方式がとられる点で、イギリスとは事情が異なる。

「イギリスでは、“openfield”(開放耕地)が囲込み地に変化するの、14世紀以降19世紀までのことで、この過程の中で15世紀は、いちじるしい加速が見られる時代であった……イギリスの歴史家(M. W. BERESFORD, R. H. HILTON)は、領主がこれに成功した理由を、《villageoisie》(村落住民)の団結が弱体化したことによって説明している。マナの領主は、共有地を独占し……牧場化した直営地を羊毛商人か食肉業者に請負わせることによって、農民を『窒息させる』(asphyxier)ことがきたのである……15世紀末を待たずして、この過程が最高潮に達するのは、王国のうちでもとりわけ北東部である」(225頁)。

イギリスの囲込みは「直営地が徐々に縮小するかわりに……あらためて拡大することもありえた、という事実を示している」(226頁)。

著者は、第2節を次のように結んでいる。「領主制反動についていえば、それはほとんど一般的な現象であって、その推進者は貴族でもあればブルジョワ(イタリア)でもあった。しかしこの反動の進展度は、ところによってまちまちであった。またこの反動は、たとえばフランスのように、私的裁判権が衰退し、領主の利益が減少して相殺され、その減少分が国王あるいは領邦君主の裁判所の利益になることもありえた。」

× × ×

第6章では、コスミンスキやポスタンに対する批判が述べられた。比較研究は、こうした批判の当否を検討するところから始められなくてはなるまい。

さらに、第5章のばあいと同様に、フランス・イギリスのそれぞれの内部の地域差にも考慮が払われなくてはなるまい。

第7章 封建制——死滅か生存か。

第1節は、中世終末時における封建制を、外見と現実との両面から考察している。外見についていえば、臣従礼・忠誠誓約・知行授与など封建制に特有の儀礼は、部分的に変質しながらも1789年まで存続した。また「助言の義務からは、パリの高等法院をはじめ各地の高等法院やフランドルの高等評議院が生まれた。この義務は、フランスの三部会やイギリスの議会など諸

身分の代表機関を形成する上で不可欠の役割を果たした。これらの機関のすべてについて、最小限いえることは、貴族層が力を失っているとはおもわれないということである」(231頁)。

一方、現実を考えるばあいには、人的結合関係の側面から見た封建制と、国家との関連という側面から見た封建制とが分けて考えられている。そして著者は、ブートリュシュとともに、中世を過ぎても人的結合関係を軽視すべきではないといい、また国家との関連については「封建制が国家に対立するものとして形成された以上、封建制は国家が再強化されるにつれて衰退せざるをえなかった」と述べている。しかもこの衰退は、ドイツを別とすれば、たしかに中世末に加速されている。さらにフランスでは、14世紀以来、傭兵軍団が採用され、15世紀には《compagnie d'ordonnance》(勅令軍団)がつくられる。このことは、封臣の助力義務の意義が相対的に低下したことを示していると考えられないでもない。しかし著者は、貴族が国王のもとで将校の地位をうることで威信を回復するばあいが少なくないこと、また国王も貴族も多数の封臣をもつことで威信や権力を高めることなどから、封建制はそのかぎりでは存続しているという。

第2節では、もっぱらフランスについて、《ordres》(諸身分)の階層秩序が形成されてゆく過程が述べられる。「社会を3つの身分(ordres)に分けるのは、周知のごとく古くからのことである。この区分はキリスト教の理想であるとともに、人間の事実上の分類でもあった¹⁾。しかし中世末を待たずしてすでに、事態はさらに進んでいた。諸身分は事実上の存在から法律上の身分に変化しはじめ、王権によって承認され利用されはじめていた。」14世紀には、そこまで事態が進行していたということである。

問題は、これらが中世末の時点で、はたして閉ざされた集団あるいは《caste》になりきっていたか否かということである。著者は、この問題に接近するために、《notables》(名士)の集団に注目する。名士の中には、貴族出身者もおればブルジョワ出身者もいた。ブロックは、H. PIRENNEやFr. O. -MARTINとともに、13世紀以降、貴族がカスト化していると考えた。この観点からすれば、名士の集団自体が完全な防水壁(cloison)で2分されていなくてはならない。しかし著者は、この点でもブロックの見解を否認する。著者によれば、出生による武家貴族(gentilshommes d'épée)が法服貴族(nobles de robe)を貴族身分から排除し、武家貴族のみのカストをつくり、法服貴族が三部会に議席をもつのは、17世紀初頭以降のことである。ところが中世末の時点では、在来の貴族の側にこのような排除の姿勢があらわれていない。「その理由は、14・15世紀には、身分制社会(société d'ordres)が法律上の結晶作用を完成していなかったからである。すなわち、貴族の《ordre》と第3の《ordres》との間にひとつの中間地帯が未

1) 'oratores'(祈る人), 'bellatores'(戦う人), 'agricultores'(耕す人)という3区分、あるいは'agricultores'を'laboratores'(働く人)といいかえた区分が10世紀以降、聖職者の記述にあらわれていることについては、本稿では特に言及されなかったが、すでに第2部第3章の冒頭で書かれていた。

確定のままで残っているのである。」この中間地帯とは、法服貴族とブルジョワ官僚とからなる名士の集団であった。文字通り《lutte d'ordres》（諸身分間の闘争）がはじまるのは、アンシャン＝レジーム期であるということになる。

× × ×

第1節にそくしていえば、封建制の死滅・生存をイギリスについて問題にするばあいの具体的な方法が示唆されているといえよう。すなわち、「外見」・「現実」の両面から吟味することや、「助言」・「助力」などの各側面から吟味することは、たしかに有効であろう。なおイギリスについては、この種の試みのひとつとしてすでに H. M. CAM, "Decline and Fall of English Feudalism", *History*, Vol. 25, 1940/41 がある。

第2節については、著者は、R. MOUSNIER, *Les hiérarchies sociales, de 1450 à nos jours*, Collection SUP, 1969 に大きく依存している。したがって、比較研究にあたっては、ムニエの著書自体の吟味から始めることが必要になろう。ブロックが中世について《classes》を問題にしたのに対して、ムニエらは《ordres》（あるいは états）の歴史具体的な変遷過程を吟味した。このような方法がイギリスについて可能か否か、問題はそこから始まるといえよう。

結 論

「本書の結論は、短いものになろうし、またほとんど結論の名にあたらないであろう。ほかの形でこれを書こうとしたところで、それはきわめて困難であろう。

「ほぼ1500年代に、私的裁判権は回復不能までに衰退し、代って国家の裁判権がいたるところで強化されてはいるものの、農村領主制そのものは、ほとんどいたるところで生命を取りもどした。このように、領主制の歴史の中では、中世から近代への移行は、さほど顕著であるとはいえない。そして領主制の道程は、さらに数世紀にわたって続いてゆく。

「他方、封建制にしても、当時、衰退途上にあつて回復の見込みはないとはいえ、死滅してはいない。封建制は多くの側面において、ドイツでは依然として活況すら呈しており、ほかのところでもなお命脈を保っている。人的結合関係は、諸国家が発展を完了したところで、直ちに消滅するものではなかった。そもそも、人的結合関係は、部分的には後期ローマ帝国において、すなわち国家の衰微が始まる以前に発生したものであった。しかし人的結合関係がやがてさほど重大事でなくなるといふことは、だれしも否定しない。封建法は、知行が存続する以上、その存在理由を失わない。封建法を別としても、『封建的』中世は、2つの重要な遺産を近代へ伝えた。まず貴族身分がそれで、彼らの多くは、戦士の職業に特別な愛着をもちつづける。次に社会の身分階層制がそれである。近代が始まるということは、諸身分が法律上の身分となつて、その階層制が完成することであろう。これは中世においては未完成のままであった。封建制の歴史は、中世の終末とともに閉じられるのではなくて、そのかぎりでは領主制の歴史と変わるところがない。」

*

これが「結論」の全文である。本書全体の結論というよりは、むしろ近代の展望と呼ぶべきであろう。

最後に、本書全体に対する筆者なりの評価を述べる方がよいかも知れないが、本稿は、比較研究のための「覚書き」であって「書評」ではない。ただ、領主制・封建制を問題にするばあいには、マックス=ウェーバー以来、あるいはわが国ではとりわけ故堀米庸三氏以来、„Patrimonialismus“（家産制）があわせて問題にされているのに対して、本書にはその視点が欠けている。家産制にかぎらず、本書では、カテゴリーに大きく依存して立論するという姿勢がさほど感じられない。たとえば《serf》にしても、あらかじめ「農奴」というカテゴリーを設定して立論するというよりは、史料に‘servus’あるいは《serf》と書かれているものの実体とその変質を吟味している。《classes》ではなくて《ordres》を重視し、その変化を追跡しているのも、同様である。この姿勢は、それなりに評価されてよい。

*

〔付記〕 以下、セルズの英訳に関する所見を付記しておこう。英訳本の表紙カヴァーによれば、訳者は歴史研究者ではなくて文学研究者と推定される。そのこともあってか、英訳には、原著者の真意を伝えていないとおもわれる部分がおびただしい。参考までに、第1章のみについて、とくに不適切とおもわれる部分を列挙しておこう。（ ）内は原著の頁数を示す。

P. 19(p. 11).

Et ils ont même intégré... dans le cadre des organisme d'《Etat》.

この1文は訳されない。

P.20(p. 13) ; p. 29(p. 23).

free husbandmen———colons libres

rural workers who lived on it———habitants, les colons

“colons”とすべきではないか。

P. 21(p. 14) ; p. 22(p.15).

extensive benefits———de vastes bénéfices

beneficiaries of the royal vassals———bénéfices des vassaux royaux

“benefices”とすべきではないか。

P. 23(p. 16).

countries disintegrated———comtés en vinrent à se dissoudre

“counties”のあやまり。

P. 24(p. 17); p. 26(p. 19); p.28(p.21); p. 154(p. 151);p. 177(p.178).

western France———France occidentale

p. 154(p.151)のほかは“West Francia”とすべきではないか。

P. 24(p. 18).

the last of roi fainéants ——— les derniers 《rois fainéants》

"of"は不要。

P. 27(p. 21).

the Dukes of Saxony ——— les ducs de Franconie

"Franconia"のあやまり。

P. 33(p. 26).

The documents, though rare for the tenth century, are fairly numerous for the eleventh. In the former period. . .

Les documents, rares au X^e siècle, sont assez nombreux au siècle suivant. Alors. . .

《alors》は文脈からして11世紀。"former period"では10世紀になろう。

P. 34(p. 28).

at the end of the century ——— à la fin du XI^e siècle

文脈からしても"eleventh century"と明示すべきであろう。

P. 35(p.29); p. 46(p.41); p. 47(p. 42); et passim.

freehold ——— alleu

"allod"とすべきであろう(なお《alleutier》は"freeholder"になっている)。

P. 38f. (p. 33); p. 43(p. 38); et passim.

early Middle Ages ——— haut Moyen Age

"earlier"とすべきではないか。なお同じことばがとくに理由もなく"the *Haut Moyen Age*"(p.56), "the High Middle Ages"(p. 58)となっていてところもある。とくに後者は「中世盛期」の意味にとられかねない。

P. 42f. (p. 37).

slaves who were difficult to manage and to supervise the others in groups ——— esclaves difficiles à diriger et à surveiller en groupe

"the others"不要

P. 43(p. 38).

qui a du disperser d'importants groupes d'esclaves

下線部脱落

P. 43(p. 38).

vassals recruited ——— vassaux 《nourris》

"nourished vassals"とでもすべきか。

P. 43(p. 38).

the latter could, whenever he wanted, require his slave to resume work on the*land conceded to him in tenure and reduce him to his former condition of 'domestic'.

celui-ci pouvait requérir son esclave chaque fois qu'il le désirait, reprendre n'importe quand le manse sur lequel il l'avait chassé et le réduire à son ancien état de domestique.

*印のところに脱落があって、意味が通じない。

P. 44(p. 39).

dès avant Charlemagne

下線部脱落。

P. 44(p.39).

serf-free estates ——— manse ingénuiles

フランス語のまま表記して訳注をつけた方がよからう。

P. 44 n. 1.

"A manse (from Latin *mansio*) was a manor of moderate size (Translators)."

この訳注は、読者に誤解を与える。

P.44(p.41); p. 67(p. 62)

semi-vassal, semi-feudal society; society of feudal-vassalage ——— société féodo-vassalique

"feudo-vassalic society"とでもすべきか。

P. 46(p.41); p. 47(p. 42); et passim.

temporary tenure; temporary holding; holding of a temporary kind ——— précaire

"*precaria*"とした方がよい。

P. 49(p. 44).

Some of their revenues. . . The other patrimonies. . .

Certains de leurs revenus. . . Les autres. . .

"other revenues"のあやまり。

P. 50 "to gave alms to His saints"

"give"のあやまり。

P. 53(p. 48).

d'assez modeste condition

下線部脱落。

P. 59(p. 55).

the families of the Flemish counts ——— la famille comtale de Flandre

"family"のあやまり。

SUR LA SEIGNEURIE ET LA FÉODALITÉ EXPOSÉES PAR GUY FOURQUIN

— notes pour l'étude comparée —

Isao HIGASHIDE

Il y a sept ans que Guy Fourquin a publié son ouvrage, *Seigneurie et Féodalité au Moyen Age*, en 1970. L'auteur, il est vrai, s'intéresse surtout au vieux secteur franc d'entre Loire moyenne et Rhin, et aux époques post-carolingiennes jusqu'à la fin du Moyen Age, la part réservée à d'autres pays, l'Angleterre y comprise, ayant été moins large. Il n'empêche, cependant, que cet ouvrage est encore aujourd'hui valable à notre étude comparée sur la seigneurie et la féodalité en Angleterre et en France aux époques susdites.

Dans cet article, on a suivi les grandes lignes de chaque chapitre, surtout celles concernant aux différences majeures entre les deux pays, et puis, on a ajouté quelques notes utiles à notre sujet. Au surplus, on a donné un tableau des plus grosses fautes trouvées, par exemple, dans le chapitre premier de la traduction anglaise par Iris et A. Lytton Sells.